

令和2年2月21日

各位

会社名 昭和飛行機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田沼 千明
(コード番号 7404 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 太田 剛
電話番号 (TEL 042-541-2103)

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等 に対する公開買付けの経過に関するお知らせ

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (以下「公開買付者」といいます。)が本日公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ』の訂正及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」によれば、公開買付者は、当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、2020年2月10日付で提出した公開買付届出書(公開買付者が2020年2月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2020年2月21日付で関東財務局長に提出したとのことです。なお、当該訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではないとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けに関連して、フォスター電機株式会社(以下「フォスター電機」といいます。)との間で、2020年2月20日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約(フォスター電機)」)とを締結し、公開買付者とフォスター電機とは、フォスター電機が本公開買付けにその所有する当社株式555,000株(所有割合(注)1.70%)の全てを応募することに合意したとのことです。本応募契約及び本応募契約(フォスター電機)に係る当社株式の合計は、21,927,793株(所有割合67.23%)となり、買付予定数の下限(21,742,900株)を上回ることとなるとのことです。なお、本応募契約(フォスター電機)においては、フォスター電機による応募の前提条件は存在しないとのことです。また、本応募契約(フォスター電機)において、フォスター電機は、本公開買付けに応募し当該応募を撤回しない旨の義務を負っておりますが、フォスター電機の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合は、本公開買付けに応募せず、また、本公開買付けへの応募を撤回できるものとされているとのことです。

(注)「所有割合」とは、当社が2020年1月31日に公表した「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年12月31日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、本四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の当社が所有する自己株式数(991,785株)を控除した株式数(32,614,347株)に対する当社株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

また、当社が令和2年2月14日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けの経過に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2020年2月13日付で外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されているとのことです。当該再度の届出の受理後、公開買付者が当社株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2020年2月20日より公開買付者による当社株式の取得が可能となっているとのことです。

なお、当社は、本日現在においても、本公開買付けに関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに

に、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の当社意見（なお、当該意見の詳細については、令和2年1月23日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」並びに令和2年2月7日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに『ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。）を変更しておらず、当該当社意見は維持されておりますので、改めてお知らせいたします。

以 上

添付資料：公開買付者が本日公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ』の訂正及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」

2020年2月21日

各位

団体名 BCPE Planet Cayman, L.P.
BCPE Planet GP, LLC (ジェネラルパートナー)
代表者名 Bain Capital Investors, LLC (上記メンバー)
Managing Director John Connaughton

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ」の訂正及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (以下「公開買付者」といいます。)は、昭和飛行機工業株式会社(コード番号:7404、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「東京証券取引所市場第二部」といいます。)上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、2020年2月10日付で提出いたしました公開買付届出書(2020年2月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2020年2月21日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2020年1月23日付で公表いたしました「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ」(2020年2月7日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」(以下「2020年2月7日付プレスリリース」といいます。)並びに2020年2月14日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ』の訂正及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」(以下「2020年2月14日付プレスリリース」といいます。)による訂正を含みます。以下「本プレスリリース」といいます。)並びに2020年2月10日付で提出いたしました公開買付開始公告(2020年2月14日付プレスリリースにより訂正された事項を含みます。以下「本公開買付開始公告」といいます。)の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。

本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではございません。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 本プレスリリースの訂正の内容

【訂正前】

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

<前略>

公開買付者は、本公開買付けに関連して、MES との間で、本日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、MES は、本公開買付けにその所有する対象者株式 16,241,793 株(所有割合(注)49.80%)(本日現在)及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者株式 945,000 株(所有割合(注)2.90%)(本日現在)の全て(合計 17,186,793 株、所有割合 52.70%)を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MES の完全子会社である株式会社三井 E&S マシナリー(以下「MES マシナリー」といいます。)をして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、

さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式 4,186,000 株（所有割合（注）12.83%）（本日現在）の全て（合計 21,372,793 株、所有割合 65.53%）を応募させることに合意しております。本応募契約の詳細につきましては、下記「（４）本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注）所有割合とは、対象者が 2019 年 11 月 8 日に提出した第 116 期第 2 四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された 2019 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（33,606,132 株）から、対象者が 2019 年 10 月 29 日に公表した「2020 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された 2019 年 9 月 30 日時点の対象者が所有する自己株式数（991,575 株）を控除した株式数（32,614,557 株）に対する対象者株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

<中略>

（４）本公開買付けに関する重要な合意

<中略>

また、本応募契約において、MES は、応募の撤回を行わないものとされておりますが、公開買付者以外の者により対象者株券等を対象として、①対抗買付け（以下に定義する。）に係る対象者株券等 1 株当たりの買付価格（特別配当又はこれに類する取引が合わせて提案された場合、当該特別配当等に係る 1 株当たりの配当額等を含む。）から、当該応募により発生する対象者株券等 1 株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「対抗買付けに係る実質対価額」という。）が、②本公開買付価格及び本特別配当に係る 1 株当たりの配当額の合計額から、本公開買付けへの応募及び本特別配当の受領により発生する対象者株券等 1 株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「本件実質対価額」という。）を 10% 超える金額に相当する取得対価（金銭、株式その他種別を問わない。）により対象者の普通株式の全部を取得する旨の公開買付け（以下「対抗買付け」という。）が開始された場合には、MES による対価額の変更についての申入れの日から起算して 10 営業日を経過する日若しくは公開買付期間満了日の前日（MES が三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者の普通株式 945,000 株、及び MES マシナリーが三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者の普通株式 4,186,000 株については、本公開買付期間満了日の 3 営業日前）のいずれか早い方の日までに、公開買付者が本件実質対価額を対抗買付けに係る実質的な対価額以上の金額に変更せず、かつ、MES が本公開買付けに応募し、若しくは応募させること若しくは既に行った応募を撤回しない、若しくは撤回させないことが MES の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合には MES は当該公開買付けに応募し、本公開買付けに応募しないことができるものとされております。

<中略>

2. 買付け等の概要

<中略>

（９）その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付者は、2019 年 12 月 27 日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第

228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮されなかった場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出のうえ、公開買付期間を延長することを検討しております。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【訂正後】

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

<前略>

公開買付者は、本公開買付けに関連して、MESとの間で、本日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、MESは、本公開買付けにその所有する対象者株式16,241,793株(所有割合(注)49.80%)(本日現在)及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者株式945,000株(所有割合(注)2.90%)(本日現在)の全て(合計17,186,793株、所有割合52.70%)を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MESの完全子会社である株式会社三井E&Sマシナリー(以下「MESマシナリー」といいます。)をして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式4,186,000株(所有割合(注)12.83%)(本日現在)の全て(合計21,372,793株、所有割合65.53%)を応募することに合意しております。また、公開買付者は、本公開買付けに関連して、フォスター電機株式会社(以下「フォスター電機」といいます。)との間で、2020年2月20日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約(フォスター電機)」といいます。)を締結し、公開買付者とフォスター電機とは、フォスター電機が本公開買付けにその所有する対象者株式555,000株(所有割合1.70%)の全てを応募することに合意しております。本応募契約及び本応募契約(フォスター電機)の詳細につきましては、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。なお、本応募契約及び本応募契約(フォスター電機)に係る対象者株式の合計は、21,927,793株(所有割合67.23%)となり、下記の買付予定数の下限(21,742,900株)を上回ることとなります。

(注) 所有割合とは、対象者が2019年11月8日に提出した第116期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2019年9月30日時点の発行済株式総数(33,606,132株)

から、対象者が2019年10月29日に公表した「2020年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日時点の対象者が所有する自己株式数(991,575株)を控除した株式数(32,614,557株)に対する対象者株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

<中略>

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

<中略>

また、本応募契約において、MESは、応募の撤回を行わないものとされておりますが、公開買付者以外の者により対象者株券等を対象として、①対抗買付け(以下に定義する。)に係る対象者株券等1株当たりの買付価格(特別配当又はこれに類する取引が合わせて提案された場合、当該特別配当等に係る1株当たりの配当額等を含む。)から、当該応募により発生する対象者株券等1株当たりの法人税課税負担額を控除した金額(以下「対抗買付けに係る実質対価額」という。)が、②本公開買付価格及び本特別配当に係る1株当たりの配当額の合計額から、本公開買付けへの応募及び本特別配当の受領により発生する対象者株券等1株当たりの法人税課税負担額を控除した金額(以下「本件実質対価額」という。)を10%を超える金額に相当する取得対価(金銭、株式その他種類を問わない。)により対象者の普通株式の全部を取得する旨の公開買付け(以下「対抗買付け」という。)が開始された場合には、MESによる対価額の変更についての申入れの日から起算して10営業日を経過する日若しくは公開買付期間満了日の前日(MESが三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者の普通株式945,000株、及びMESマシナリーが三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者の普通株式4,186,000株については、本公開買付期間満了日の3営業日前)のいずれか早い方の日までに、公開買付者が本件実質対価額を対抗買付けに係る実質的な対価額以上の金額に変更せず、かつ、MESが本公開買付けに応募し、若しくは応募させること若しくは既に行った応募を撤回しない、若しくは撤回させないことがMESの取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合にはMESは当該公開買付けに応募し、本公開買付けに応募しないことができるものとされております。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2020年2月20日付で、フォスター電機との間で、フォスター電機が本公開買付けにその所有する対象者株式(所有株式数:555,000株、所有割合:1.70%)の全てについて本公開買付けに応募することに合意しております。なお、本応募契約(フォスター電機)においては、フォスター電機による応募の前提条件は存在しません。また、本応募契約(フォスター電機)において、フォスター電機は、本公開買付けに応募し当該応募を撤回しない旨の義務を負っておりますが、フォスター電機の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断されるときは、本公開買付けに応募せず、また、本公開買付けへの応募を撤回できるものとされています。]

<中略>

2. 買付け等の概要

<中略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2020年2月20日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正の内容

【訂正前】

1. 本公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに関連して、MES との間で、2020年1月23日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、MES は、本公開買付けにその所有する対象者株式 16,241,793 株（所有割合（注）49.80%）及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（以下「MES マシナリー」といいます。）をして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式 945,000 株（所有割合 2.90%）の全て（合計 17,186,793 株、所有割合 52.70%）を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MES の完全子会社である株式会社三井 E&S マシナリー（以下「MES マシナリー」といいます。）をして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式 4,186,000 株（所有割合 12.83%）の全て（合計 21,372,793 株、所有割合 65.53%）を応募させることに合意しております。本応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注）所有割合とは、対象者が2020年1月31日に公表した「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年12月31日時点の発行済株式総数（33,606,132 株）から、本四半期決算短信に記載された2019年12月31日時点の対象者が所有する自己株式数（991,785 株）を控除した株式数（32,614,347 株）に対する対象者株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

<中略>

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

<中略>

また、本応募契約において、MES は、応募の撤回を行わないものとされておりますが、公開買付者以外の者により対象者株券等を対象として、①対抗買付け（以下に定義します。）に係る対象者株券等1株当たりの買付価格（特別配当又はこれに類する取引が合わせて提案された場合、当該特別配当等に係る1株当たりの配当額等を含みます。）から、当該応募により発生する対象者株券等1株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「対抗買付けに係る実質対価額」といいます。）が、②本公開買付価格及び本特別配当に係る1株当たりの配当額の合計額から、本公開買付けへの応募及び本特別配当の受領により発生する対象者株券等1株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「本件実質対価額」といいます。）を10%超える金額に相当する取得対価（金銭、株式その他種類を問いません。）により対象者の普通株式の全部を取得する旨の公開買付け（以下「対抗買付け」といいます。）が開始された場合には、MES

による対価額の変更についての申入れの日から起算して 10 営業日を経過する日若しくは公開買付期間満了日の前日（MES が三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者の普通株式 945,000 株、及び MES マシナリーが三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者の普通株式 4,186,000 株については、本公開買付期間満了日の 3 営業日前）のいずれか早い方の日までに、公開買付者が本件実質対価額を対抗買付けに係る実質的な対価額以上の金額に変更せず、かつ、MES が本公開買付けに応募し、若しくは応募させること若しくは既に行った応募を撤回しない、若しくは撤回させないことが MES の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合には MES は当該公開買付けに応募し、本公開買付けに応募しないことができるものとされております。

<中略>

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

<中略>

(ii) 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2019 年 12 月 27 日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020 年 1 月 23 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の 30 日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020 年 1 月 24 日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020 年 2 月 13 日付で外為法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30 日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮されなかった場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出のうえ、公開買付期間を延長することを検討しております。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が 5 ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【訂正後】

1. 本公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに関連して、MES との間で、2020 年 1 月 23 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、MES は、本公開買付けにその所有する対象者株式 16,241,793 株（所有割合（注）49.80%）及び三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラス

ティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者株式 945,000 株（所有割合 2.90%）の全て（合計 17,186,793 株、所有割合 52.70%）を応募し、また日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させるとともに、MES の完全子会社である株式会社三井 E&S マシナリー（以下「MES マシナリー」といいます。）をして、三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者株式 4,186,000 株（所有割合 12.83%）の全て（合計 21,372,793 株、所有割合 65.53%）を応募させることに合意しております。また、公開買付者は、本公開買付けに関連して、フォスター電機株式会社（以下「フォスター電機」といいます。）との間で、2020 年 2 月 20 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約（フォスター電機）」とい
います。）を締結し、公開買付者とフォスター電機とは、フォスター電機が本公開買付けにその所有する対
象者株式 555,000 株（所有割合 1.70%）の全てを応募することに合意しております。本応募契約及び本
応募契約（フォスター電機）の詳細につきましては、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意」を
ご参照ください。なお、本応募契約及び本応募契約（フォスター電機）に係る対象者株式の合計は、
21,927,793 株（所有割合 67.23%）となり、下記の買付予定数の下限（21,742,900 株）を上回ることと
なります。

（注）所有割合とは、対象者が 2020 年 1 月 31 日に公表した「2020 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された 2019 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数（33,606,132 株）から、本四半期決算短信に記載された 2019 年 12 月 31 日時点の対象者が所有する自己株式数（991,785 株）を控除した株式数（32,614,347 株）に対する対象者株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

<中略>

（4）本公開買付けに関する重要な合意

<中略>

また、本応募契約において、MES は、応募の撤回を行わないものとされておりますが、公開買付者以外の者により対象者株券等を対象として、①対抗買付け（以下に定義します。）に係る対象者株券等 1 株当たりの買付価格（特別配当又はこれに類する取引が合わせて提案された場合、当該特別配当等に係る 1 株当たりの配当額等を含みます。）から、当該応募により発生する対象者株券等 1 株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「対抗買付けに係る実質対価額」といいます。）が、②本公開買付価格及び本特別配当に係る 1 株当たりの配当額の合計額から、本公開買付けへの応募及び本特別配当の受領により発生する対象者株券等 1 株当たりの法人税課税負担額を控除した金額（以下「本件実質対価額」といいます。）を 10%超える金額に相当する取得対価（金銭、株式その他種類を問いません。）により対象者の普通株式の全部を取得する旨の公開買付け（以下「対抗買付け」といいます。）が開始された場合には、MES による対価額の変更についての申入れの日から起算して 10 営業日を経過する日若しくは公開買付期間満了日の前日（MES が三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託譲渡されている対象者の普通株式 945,000 株、及び MES マシナリーが三井住友信託銀行株式会社に対して信託譲渡し、さらに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して再信託譲渡されている対象者の普通株式 4,186,000 株については、本公開買付期間満了日の 3 営業日前）のいずれか早い方の日までに、公開買付者が本件実質対価額を対抗買付けに係る実質的な対価額以上の金額に変更せず、かつ、MES が本公開買付けに応募し、若しくは応募させること若しくは既に行った応募を撤回しない、若しくは撤回させないことが MES の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合には MES は当該公開買付けに応募し、本公開買付けに応募しないことができるものとされております。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2020 年 2 月 20 日付で、フォスター電機との間で、フォ
スター電機が本公開買付けにその所有する対象者株式（所有株式数：555,000 株、所有割合：1.70%）の全
てについて本公開買付けに応募することに合意しております。なお、本応募契約（フォスター電機）にお
いては、フォスター電機による応募の前提条件は存在しません。また、本応募契約（フォスター電機）に
おいて、フォスター電機は、本公開買付けに応募し当該応募を撤回しない旨の義務を負っておりますが、
フォスター電機の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断されるときは、本公開買付
けに応募せず、また、本公開買付けへの応募を撤回できるものとされています。

<中略>

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

<中略>

(ii) 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2020年2月20日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

<後略>

以 上